

議員（小川 保）

失礼します。9番 小川 保です。

本日は、1、人口減少の中、多度津町の経営について、2、マイナンバーカードの普及促進について、以上2点について一問一答にて質問をいたします。よろしくお願いします。

まず、1点目、人口減少の中、多度津町の経営について。

全国的に少子・高齢化の後に人口減少が深刻になってこうとしております。本町においても同様であります。この難題をクリアすることは容易ではありません。

質問です。多度津町の10年後、20年後、30年後のこの人口減少の厳しい将来を見据えて、多度津町の経営計画をいかようにしようと考えておられるのでしょうか。概略を箇条的に簡単にご披露下さい。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の人口減少の中、多度津町の経営についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、本町の人口は少子・高齢化などによる減少傾向が続いており、また現在の年齢別の人口構成を勘案いたしますと、今後さらに人口の減少幅が大きくなっていくことは避けられず、これに起因して引き起こされるであろう地域経済の縮小や税収減などの諸課題に適応し、地域を持続させていくための体制づくりは本町においても喫緊の課題だと認識をしております。

議員ご承知のとおり、本町では本年3月に将来の人口推計と目標人口などを示した多度津町人口ビジョンの改定を行うとともに、今後の本町の経営に関わる計画の一つであります第2期たどつの輝き創生総合戦略を策定いたしております。この戦略の中で掲げております「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を創る」、「たどつにスマタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」という4つの基本目標はそれぞれ地域経済の活性化、様々な主体の連携による地域課題解決の推進、定住人口の維持、未来に向けたチャレンジの継続という今後の地域経営方針を表したものでございます。総合戦略の中ではSDGsという考え方にも触れておりますが、効果検証等に基づく既存事業の整理や各種分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、公共施設等の統廃合などと並行して総合戦略で掲げた方針に基づく事業に取り組むことで持続可能な地域の体制づくりを進め、町の人口が減少しても町民一人一人が幸せに暮らせる多度津町を目指して今後も取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの町長のご答弁の中のDX、デジタルトランスフォーメーションの簡単な説明を私の方からさせていただいておきます。

デジタルによる改革、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開してコスト削減、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策であると、これは経済産業省からの提唱です。

少し余談の話をいたします。ちょっと長いですが、お許し下さい。

日本全体、世界全体の人口変遷とそれによる考え方は、国によってその傾向など様々です。日本はといえば、次のように考えることができます。

国際競争力の低下と少子・高齢化が再三叫ばれる一方、多くの日本人は自国を大国であるとなぜか信じております。しかし、統計的に見れば、むしろ小国になりつつある状況です。世界で200近くの国家が存在しますが、人口1億人を超えている国は中国、インドはもちろんですが、それに続いてアメリカ、インドネシア、ブラジル、パキスタン、バングラデシュ、ナイジェリア、ロシア、そして日本が10番目です。その後、メキシコ、フィリピン、これらの国々は日本を除いて今後も1億人を超えていることでしょう。

それに比べて2020年、本年の日本の総人口は約1億2,600万人、2008年に1億2,800万人を突破したのをピークに人口は減少傾向に入りました。厚生労働省の調査によると、2019年に生まれた子供の数は86万4,000人で、統計開始以来、初めて90万人を割りました。このまま出生数の低下が続くと、2100年の日本の総人口は5,000万人を切っていく、僅か80年間で8,000万人もの減少が予想されておると。こうなると世界では、日本は人口的には小国と捉えるのがノーマルでしょう。しかし、こんな状況であろうと、1人当たりの生産性を上げていくこと、世界の国々と交渉を活発に行うなどすれば、まだまだ豊かな状況を維持できていけるのではないのでしょうか。

さて、こんな中、本町の場合、ホームページの住民基本台帳人口によりますと、2010年4月1日時点で2万3,742人、ただしこのほかに外国人住民が631人登録されており、合計で2万4,373人、そして2020年4月1日時点では2万2,235人、外国人住民が1,148人、合計で2万3,383人です。日本人だけの人数を見れば、2万3,742人に対して、10年後の本年では2万2,235人と1,507人の減少となっております。外国人居住を含めると、町全体では990人の減少となっており、このレベルの減少にとどまっているのは産業に付随した外国人労働者の転入が寄与してのことと考えられます。

さて、この状況を43の地区別に比較しますと、増加している地区が南鴨、道福寺、三井、東港町、西港町、栄町3丁目、堀江4丁目、幸町、北鴨2丁目の9地区、残りの34地区は大なり小なり減少です。この9地区の増加要因は産業に付随した社宅の整備により入居、また土地の確保が容易で新築に適している地区、そして重要なのは道路整備でしょう。県道205号線（多度津丸亀線）が県道25号線（善通寺多度津線）と県道212号線（多度津善通寺線）を結ぶ区間で供用開始されることを予想したことなど種々考えられます。このことから、道路整備は人や物の移動、産業活動など、地域経済の活性化に大いに寄与されると期待されております。

以上のことを踏まえて再質問をさせて下さい。先ほどの町長のご答弁に対して、どなたでも結構ですが、お答えいただけたらと思います。

喫緊の課題である地域経済の縮小や税収減など、厳しい状況が予想されていることのお話がありましたが、その起因となる多度津町の人口予測は10年後、20年後、30年後にはどのように変化しているのでしょうか。厚労省の全国人口推移予測について、また沿って可能なレベルでよろしいのでお話しいただきたいと思います。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

本年3月に改定いたしました多度津町人口ビジョンにも推計値を一部記載しておりますが、国勢調査を基としている国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計方法を用いて算出したしました本町の将来人口は、10年後の2030年時点で2万2,031人、20年後の2040年時点で2万703人、30年後の2050年時点で1万9,329人でございます。同ビジョンでは40年後の推計値も掲載しており、40年後の2060年時点での推計人口は1万7,990人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。予測はもちろん予測ですが、捨ておけない状況は共通認識だと感じております。

さて、先ほどのご答弁についての2つ目の再質問でございます。

第2期たどつの輝き創生総合戦略としてお話があった「ゲンキ」、「ツナガル」、「スミタイ」、「ミライ」という4つの基本目標を掲げ、それはおのこの経済の活性化、主体の連携による地域課題解決の推進、定住人口の維持、未来に向けたチャレンジの継続という今後の地域経営方針を表しているとのことでしたが、残念ながら方針は具体案ではありません。もう少しお話しいただけたらと存じます。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、本年3月に策定いたしました第2期たどつの輝き創生総合戦略には4つの基本目標に沿った形で17の施策と延べ53の具体的な取組を掲載しております。一つ一つの取組内容についてこの場でご説明申し上げることは時間を要しますので、割愛して答弁をさせていただきます。

1つ目の経済の活性化に向けた具体的な取組といたしましては、雇用の安定、創出とまちのにぎわい創出を目的とした事業である官民協働で取り組むタウンプロモーション事業や企業誘致、創業支援などに取り組んでまいります。

2つ目の様々な主体による地域課題解決の推進に向けた具体的な取組といたしまして

は、町民、民間企業、行政などの協働推進と関係人口創出を目的とした事業である町内事業者との連携によるふるさと納税の推進や官民協働・共創の場づくりなどに取り組んでまいります。

3つ目の定住人口の維持に向けた具体的な取組といたしましては、出生数の増加と住みやすい多度津町の実現を目的とした事業である各種子育て支援事業や空き家の利活用促進、防災体制、住環境の整備、交通利便性の向上に取り組んでまいります。

4つ目の未来に向けたチャレンジの継続に向けた具体的な取組といたしましては、本町の持続的な発展を目的とした事業である、仮称ではありますがまちづくり公社の設立や合田邸の保全、利活用促進事業などに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。先ほどのご答弁のまちづくり公社、仮称でありますがこの設立、それから合田邸の保存、利活用促進事業に取り組むとご答弁がありましたが、この中のまちづくり公社の設立、この目的と、それから合田邸の保全、利活用事業のこの2つの関連、いかがでしょうか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、まちづくり公社の件でございますが、今百十四銀行のお力もお借りいたしまして検討をしております。この組織といたしましては、行政ではなかなか行うことが難しい部分がございますので、それを外部団体として公社を設立し、民間と協働でまちづくりを行っていく団体を設立しようと考えております。もちろん、行政が離れるわけではございませんので、行政は後押しをするような形で関わっていくということで、独自で行動できるような組織をつくっていきたいと思っております。また、合田邸の保全活用につきましては、今検討会を開いております、小川議員さんの方にも地元の代表として委員として参加していただいておりますが、この検討を継続して行った中で今後はどういう活用をするかをまず決定し、そのためにはどういう保全をしていく、どういう改修をしていくということを今後検討、決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございました。先ほどの合田邸の検討委員会、私も自治会の代表として参加させていただいておりますけれども、やはり住民の方々にこの中間報告なりを準備をしていただいたら非常によろしいかなと思います。

ここで皆さん方もご承知の時事通信社の地方行政の本、これが毎週2回出ておりますけれども、その中に特筆すべき事項が書かれておりましたのでちょっと申し上げておきます。

コーナーは「一家言」のコーナーです。そのタイトルが移住しない自由というタイトルでした。これを読ませていただくと、私ども地方の人間にとってはショッキングな事柄なんですけれども、コロナウイルス関係でオフィスの在り方、リモートワークですね、そういったもので在り方が変化しておりますから、むしろ地方におっても仕事ができるんでないかという風な事柄が書かれております。ただ、そう言いつつも、都市に住む20歳から39歳の女性に意見を聞いてみると、通勤の必要がなくなっても移住はしないと口をそろえると、その理由を問うとこんな答えが返ってきた。移住したら子供を産め、ちゃんと育てろだけじゃなくて仕事をして税金を納めろ、地域コミュニティーの担い手になれとか、様々な要求が来るに決まっています。そんなストレスを受けることが分かっているのになぜ移住しなければならないのですかと、つまり移住しない自由ということで「一家言」のコーナーにありましたので、紹介させていただきます。

さて、先ほどの私の余談に関連して、町内の幹線道路など、道路計画について改めて質問いたします。

ご承知のとおり、県道205号線の西進工事の開通が近々と聞いておりますが、土讃線を跨ぐ部分の供用開始はいつ頃になりますか詳細をご教示下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県道205号線の土讃線を跨ぐ部分の竣工、供用開始はいつ頃になりますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めております県道205号線多度津丸亀線は県道25号線善通寺多度津線交差点から土讃線を跨ぎ、庄八尺地区の買地池東側の路線である町道55号線との交差点までの区間約600メートルのバイパス工事の施工につきましては、県に確認したところ、全ての工事を発注しており、今年度末の完成、供用開始を目指して鋭意工事を進めているとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

県道212号線との交差点以西の進捗の程度、これはいかがでしょうか。今後の関わり方など、お見通しをお示し下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県道212号線との交差点以西の進捗についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県道212号線多度津善通寺線交差点から以西の県道205号線多度津丸亀線の進捗状況につきましては、県道217号線西白方善通寺線交差点までの約1,600メートルが未整備区間でございます。未整備の区間につきましては、道路幅員が狭く、車両等の交通量も多い道路であり、小・中学校の多くの生徒が通学している通学路にもなっていること

から、町としては非常に優先度の高い道路整備であると考えております。県に進捗状況について確認したところ、現段階では道路整備等のスケジュールについては未定とのことでありましたが、道路利用者が安心・安全に通行していただけるよう、今後も県に対し、県道205号線多度津丸亀線について早期に整備していただけるよう強く要望をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

先ほどの212号線との交差点以西の進捗ということで質問させていただきました。これは要するにドラッグストアザグザグ、あの辺りの交差点から西白方の岡の交差点、あそこまで抜ける道が非常に進んでおらんということで質問させていただきました。鋭意、強く要望するということでございます。それについては、しっかりと要望をしていただいて、特に今から質問いたしますけれども県と町と地元の方々と三者協議会を設置して整備を早く開始できるよう努めるべきかと思っておりますが、いかがでしょうか、お願いします。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の県と町と地元の方々と三者協議会を設置して整備を早く開始できるよう努めるべきについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、当道路は優先度の高い道路整備であり、地元からの整備の要請が高い道路につきましては県道整備の早期着手、整備に向け県と町と地元の方々と三者協議会の設置などを検討し、町民の方々がより安心・安全に利用できる道路の早期整備に向け、県に対して強く要望をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

先ほどの最後の方にありました、県に対し強く要望をしまいたいということですが、もちろんこれは県道として道路をお願いするということですから、強くお願いせないかんですけれども、しかしこの道を実際に使って益を得る、受益者とすれば、町でなかろうかなと思います。つまり、先ほどの要望で県に県にという風にありましたけれども、例えば三者協議会を立ち上げる提案でも、その言い出しは町が行うべきでないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、県道は町にとって大きな影響のある大変大切な道路整備だと考えております。それについては、町としても積極的にこの事業に対し、また地元と協議しながら県と連携を図り、整備に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございました。強くお願いをしたいと思います。

次に、浜街道の白方トンネル工事やそれに隣接、接続する町道整備など、これらの開通供用により交通の流れが激変すると期待されておりますが、その供用開始時期、区間など詳細をお示し下さい。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の浜街道の白方トンネル工事やそれに隣接、接続する町道整備など供用開始時期、区間などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めております西白方地区から見立地区までの約3キロメートルの県道丸亀詫間豊浜線さぬき浜街道バイパス工事の白方トンネル本体工事につきましては、本年11月末に竣工し、現在照明施設などトンネル内の設備工事を行っております。また、バイパス全区間の供用開始時期につきましては県より暫定2車線で令和3年度内の事業完了を目指し、鋭意工事を進めていると聞いております。

次に、町道整備につきましては、さぬき浜街道と県道多度津丸亀線を結ぶ地域振興を目的としたアクセス道路として平成8年度より町道342号線、川西阿庄線の道路整備を進めております。全整備延長1,055メートルのうち、県道多度津丸亀線から白方小学校通学路であります町道30号線までの区間459メートルにつきましては、既に供用を開始しており、町道30号線からさぬき浜街道までの区間、596メートルの道路整備を進めているところであります。また、整備中の区間のうち、さぬき浜街道に伴う側道工事として重複する区間の295メートルにつきましては県と町で費用負担など施工協定を締結しており、県において施工することとなっており、それを除く301メートルの舗装工事、約1,716平米を今年度施工する予定にしております。町の事業施行分の区間につきましては今年度で全て完成する予定となっております。また、町道川西阿庄線の未供用区間の供用開始時期につきましては、県との重複工事の進捗状況及びさぬき浜街道の供用開始時期を見ながら決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

本町の人口形態は、地区別には増加の地区もあれば減少の地区もあり、総じて減少状況です。こんな中、人口が増えている地域の学校の教室や関連設備などを整備しつつ、減少地区においては既存の設備を生かしながら工夫していくなど、町としてのバランスを取っていかなければなりません。しかし、増加している地区とはいえ、近い将来にはその地区も減少に転じることが予想されます。つまり、全町的に見て、全ての地区で生徒数は減少することです。以前、私ども議会にお示しいただいた財政状況は、向後非常に厳しくなる内容でありました。この上の施設設備は学校といえども慎

重に進めていかなければなりません。

これは要望です。要望は3つあります。

1つ目、かつて幼稚園、小学校数の適正化を十分議論されましたが、今は状況が劇的に変化しております。改めて10年度の財政状況、人口状況などを鑑みて、幼・小の適正化を再検討、議論をし直していただきたい。

要望2つ目、道路整備、下水道保全など、今後経済活動に大に関係する部署のデータ管理を紙ベースではなくIT化によって合理的に管理する。

要望3つ目、そして幼稚園、小学校数適正化と併せて全町的に総合的に検討するチームが必要かと思います。このチームは総合的に経営計画のみを専門に行う局としていただけるとありがたい。ぜひご検討をお願いいたします。

次に、2点目、マイナンバーカードの普及促進についてを質問いたします。

当制度については、政府の方々がその折々の想定で制度案を表明されておりましたが、そのことがまた現場を混乱させていることでもありました。しかし、本件は節度ある利用によっては非常に重要な場面において迅速対応ができ、また取り違いミスも防ぐなど、たくさんの有用な制度でもあります。

ここで質問です。

この制度の骨子と時系列の流れ、そして現在の決定している制度内容と金融機関口座との関連など、ご教示をお願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員のマイナンバーカード制度の骨子と時系列の流れ、制度内容と金融機関口座との関連についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカード導入の経緯といたしましては、より公平な社会保障制度や税制の基盤として、また情報社会のインフラとして住民の利便性の向上や行政の効率化といった目的の下、マイナンバー制度が開始されております。

例えば所得把握の正確性の向上により、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担、分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化による行政コストの削減や様々な手続において従来求められてきた添付書類が削減されるなど今後も様々なメリットが生まれることが期待されております。

時系列に並べてみますと平成25年5月、マイナンバーに関する法律が成立し、平成27年10月5日の施行に伴い、同年10月よりマイナンバーの通知カードが郵送され、同封の個人番号カード交付申請書によりマイナンバーカードの申請受付が開始されております。マイナンバーカード導入以前には住民基本台帳カードが自治体の発行する本人確認書類として発行されておりましたが、マイナンバーカードにはICチップに利用者証明用電子証明書が登録されたほか、住民基本台帳カードに比べて改ざん防止等、セキュリティが飛躍的に高まりました。さらに平成29年11月から住民個人ごとのポータルサイト、マイナポータルの本格運用が開始され、児童手当など子育てや介

護をはじめとする行政手続がオンラインで申請できるようになっております。また、本町では平成31年4月よりマイナンバーカードを用いて全国のコンビニから住民票の写しや戸籍の証明書の交付を行うサービスを開始しております。さらに、今年9月からは消費活性化策としてのマイナポイントが開始されたことに加え、令和3年3月からはマイナンバーカードの保険証としての利用も開始予定となっております。

金融機関との連携につきましては、現在制度として確立はされておりませんが、新聞等の報道によりますと義務化は見送り、任意で1人1口座を登録し、経済対策や災害時の給付金などで申請手続の簡素化や迅速な給付につなげるといった内容で、来年の通常国会に関連法案が提出される見込みであるとの報道がされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

そんな重要な制度にかかわらず、申請取得している住民の率は多度津町のみならず、香川県内各自治体におきましても非常に少ないことが確認されておりますが、8市9町の取得率はいかようになっておりますでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員のマイナンバーカードの8市9町の交付率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

8市9町の交付率でございますが、直近のデータで申しますと、令和2年11月1日現在、県内の平均が19.62%となっており、最も交付率が高いのが善通寺市で22.65%、最も交付率の低いのがまんのう町で16.78%、本町につきましては18.59%で、交付率の低い方から6番目となっております。また、全国平均が21.83%となっておりますので、県全体として見た場合でも交付率は全国の都道府県の中で低めの傾向となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

全国にしろ、香川県内にしろ、ほぼほぼ2割前後という取得率、これは非常に厳しい数字ですよね。先だって菅総理が令和4年度末にはほぼほぼ全員に行き渡るようにという非常に厳しいお達しが出ておりますが、どんな手段、方法で促すのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の菅総理の目標を達成するための手段、方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、菅内閣総理大臣が令和4年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の発言を受けて、政府としてはマイナンバーカードの利便性を高めるとともに、安全性についても今後集中的に周知広報をし

ていくとの通知がございました。新聞等の報道では、国のマイナンバーカードの普及策などを検討する作業部会等において、運転免許証との一体化やスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載などが検討されているようでございます。国が既に決定している方策といたしましては、令和2年12月からQRコード付きの交付申請書をマイナンバーカード未取得者の住民宛てに順次送付し、マイナンバーカードの申請を促すことになっております。本町といたしましては、2月に町福祉センターで実施している住民税等の申告会場に出向き、職員が写真撮影を行い、オンラインでマイナンバーカード申請補助を実施するほか、来年度より申請交付窓口の増設や休日、夜間の開庁、また希望のあった町内企業や自治会へ出張して申請補助を行っていくなど、普及促進策の検討が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

窓口の住民環境課におきましては、国からの指示どおり取得促進などの成果を上げるためには、法的な措置、罰則あるいは他の方法など、もしかして要望があるんじゃないかと思いますので、もしありましたらお願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の国からの指示どおり成果を上げるために必要な法的措置等の要望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、住民の意思による申請に基づき発行するカードであることから、自治体単位でできる普及促進策には限りがあり、現実的には国の求める目標値を達成することはかなり厳しいのではないかと思います。国が検討しております運転免許証との一体化やスマートフォンへの機能搭載などといったマイナンバーカードの利便性を高めることはもちろん重要ではございますが、それだけでは国の目標である交付率ほぼ100%という数字を達成することは難しいのではないかと思います。例えば、国がカード作成を義務化する、もしくはそれに近い施策がなければ、全ての住民にマイナンバーカードを行き渡らせるということは難しいのではないのでしょうか。

しかし、今後マイナンバーカードの交付が急激に増加することは間違いありません。そのため、交付窓口の増設やそれに伴う職員増員の必要がございます。これまでも地方から国への要望といたしまして、マイナンバーカード関連事務に係る補助金の増額が度々上がってございましたが、今年度より補助金が大幅に増額される予定との通知が来ておりますので、こうした補助金を活用し、円滑なマイナンバーカードの交付体制の整備を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

そんな中、11月28日の四国新聞に次のような記事が紹介されておりました。政府は27日、金融機関口座とマイナンバーの紐つけ義務化を見送る方針だとか。本制度は個人にとっても、行政にとってもメリットもあるかと思いますが、改めて整理してお話いただければと存じます。よろしく。

住民環境課長（石井 克典）

小川議員の金融機関口座とマイナンバーカードとの紐づけ及び本制度のメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードと金融機関口座との紐づけにつきましては、新型コロナウイルス対策として1人10万円の特別定額給付金が給付された際に、マイナンバーカードによるオンライン申請が導入されたことをきっかけに議論が始まりました。当時の報道等でもありましたように、オンライン申請が逆に給付の遅れに繋がるなどの混乱を生じさせたため、政府としては事前の口座登録により災害時などの迅速な現金給付に繋げたいとの考えや児童手当や生活保護などの給付に広く活用したいとの考えがあるようでございます。口座を持たない人への対応や小さな子供の口座の登録をどうするか、情報セキュリティ対応の強化など義務化の実現には課題が多かったことから、今回見送りの方針となったようでございますが、任意であっても口座登録が可能となれば、各種給付金の手続がマイナンバーカード1枚で済むことになり、円滑な給付に繋がるのが期待できます。

改めまして、マイナンバーカードにはオンライン申請からの給付、民間のオンライン取引による本人認証、証明書等のコンビニ交付、健康保険証としての利用など今後さらに国の施策として制度が拡充していくことによる住民サービスの向上が期待されます。また、我々地方公共団体もマイナポータルの充実を全庁上げて取り組み、マイナンバーカードの利便性及び安全性の向上を図ることが普及促進に繋がるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

最後になりますが、日本は法治国家ですので法制化されたレベルで粛々と進め、実施すべきだろうと思います。それらを県、国などに要望を出していかないと、本案件の取得率を上げるのは困難であろうかと思っております。

以上で9番 小川 保、質問を終わります。有難うございました。